

訴 状



2019年3月27日

東京地方裁判所 御中

〒390-0876

長野県松本市開智1丁目5番15号

原告 山 根 二 郎



〒168-0064

東京都杉並区永福1丁目44番5号201

原告 矢 崎 泰 久



〒166-0016

東京都杉並区成田西2丁目18番地20号

関東バス高井戸ハイツ206

原告 北 原 賢 一



〒390-0876

長野県松本市開智1丁目5番15号 (送達場所)

原告矢崎泰久、同北原賢一両名訴訟代理人

弁護士 山 根 二 郎



TEL 0263-36-3603 FAX0263-35-4188

〒100-8977

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被告 国

法務大臣 山 下 貴 司

元号制定差止請求事件

訴訟物の価額 金160万円

ちょう用印紙額 金1万3000円

請求の趣旨

1 国は、元号を制定してはならない。

との判決を求める。

請求の原因

原告山根二郎は昭和11年（1936年）9月27日東京生まれ（弁護士－82歳）、原告矢崎泰久は昭和8年（1933年）1月30日東京生まれ（作家・ジャーナリスト－86歳）、原告北原賢一は昭和23年（1948年）12月20日東京生まれ（会社役員・元国家公務員－70歳）の3名はいずれも日本国民であるが、皇位の継承に伴い、元号法に基づいて国が^政勅令で元号を制定することは、基本的人権として憲法13条がすべての国民に保障している人格権を侵害するものであるから、その差止を求めて本訴を提起する。

第1 元号の制定は、原告ら国民が有している「連続している時間」を切断し、憲法13条が基本的人権として保障する国民一人一人の「個人の尊厳」すなわち「人格権」を侵害するものであるから、同条に違反し許されない。

1 国は、2019年5月1日になされる天皇の即位に伴い、昭和54年に制定された元号法に基づき政令で新たな元号を制定しようとしている。しかしながらこの元号の制定は、原告ら国民が個々に有している「連続している時間」を切断しこれを破壊するものである。なぜなら原告ら国民は、西暦を時間の尺度とする「世界史の時間」に自分の個人史の時間を重ねて生きているのであるが、元号の制定は、国民を「天皇在位の時間」の中に閉じ込めることによって、世界史と繋がっている「時間の連続性」の意識を切断してしまうことになる。

2 元号法による元号の制定は、憲法13条に違反するものである。同条は、

「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」

というものである。この観点に立つとき、天皇が交代するごとに国が元号を変え

るということは、原告ら国民からすれば、それまで連続していた時間の意識を突然断ち切られるということであり、この「連続している時間の意識」を断ち切られた原告ら国民は、新しい元号のもとで、新しい天皇の「御世・御代」（天皇の治世。その在位期間）の時間を、天皇とともに生きていかなければならないことになる。「御世・御代」の時間を天皇とともに生きていくことを喜びとする者がいかに多かろうとも、世界史の中の連続した時間を生きている原告らのような国民にとっては、改元によってもたらされるこの時間の意識の切断は耐えがたいものであり、憲法13条が基本的人権として保障している原告ら国民の尊厳、すなわち人格権を侵害・破壊することになる。

- 3 明治、大正、昭和、平成、そして〇〇へと変化する元号の中で、日本国民は、元号の年度を覚えていても、それが今からいったい何年前のことだったのか、いくら指を折ってみてもさっぱり分からない、という状態に陥ってしまっている。国から元号を強制されることによって、連続していた時間がブツブツと切断されることは、世界史と繋がることも、歴史意識や歴史認識を持つことも不可能となってくるのである。世界の中で日本だけで行われているこの元号制という特異な時間の尺度、すなわち「天皇即位ごとの時間の尺度」の中を生きることを余儀なくされている日本人の精神状態は、まさに「現実との生きた接触感」を喪失した状態と言っても過言ではないのである。時間を意識できるのは人間だけである。個々人を個々人たらしめるものは、その個々人が有している時間の意識である。その時間の意識とは「連続している時間の意識」のことであって、すべての人々は一人一人が「連続している時間の意識」の中で「私は私である」という「自己同一性」（アイデンティティ）の意識を保持することができるのである。したがって「私」の中にある時間の意識は「私」という自己存在の根源をなしているものであって、何人といえどもこれを奪うことはできないのである。そしてそれを尊重することこそが憲法13条がいう「個人の尊厳」すなわち「人格権」を尊重することにほかならない。その観点に立つてみると、元号による「時間の連続性

の意識」の切断は「自己同一性」を基底とする「人格権」に対する重大な侵害に他ならない。天皇の交代によって元号が変わり、「私」がこれまで生きてきた時間の積み重ねが、その元号が変わった日の零時をもってゼロから始まらなければならない、などという、時間の「賽の河原の石積み」をやっている国は世界のどこにもないのである。

4 2019年5月1日をもって元号が変わることで、早見表が配布されたりしているが、その「早見表」を常時持ち歩いていない限り、大正〇〇年、昭和〇〇年、平成〇〇年がいったい今から何年前のことなのかさっぱり分からないのである。このような元号制の中を、日本人はこれからの世界の中でどうやって生きていけばよいというのだろうか。世界の人々を前にして、早見表を見たり、指を数えたりして、元号と西暦のなかを行ったり来たり、この時間の二重構造のなかで頭の中は大混乱なのである。原告ら国民をこのような状態に陥れる元号の強制は、まさに憲法13条が保障する「基本的人権」としての「人格権」を根本から侵害するものと言わなければならない。

5 原告ら国民が、人格権を侵害する元号の制定を問題として、その救済を求めて本件訴訟を提起することについて、「裁判上の救済を受けることができる具体的権利」を有していることは、憲法13条について、憲法学者である芦部信喜が『憲法』（第六版119～120頁・岩波書店）で下記のように言っていることを見ても明らかである。

「社会の変革にともない、『自律的な個人が人格的に生存するために不可欠と考えられる基本的な権利・自由』として保護するに値すると考えられる法的利益は、『新しい人権』として、憲法上保障される人権の一つだと解するのが妥当である。その根拠となる規定が、憲法一三条の『生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利』（幸福追求権）である（生命権と幸福追求権とを分離して考える説もある）。この幸福追求権は、はじめは、一四条以下に列挙された個別の人権を総称したもので、そこから具体的な法

的権利を引きだすことはできない、と一般に解されていた。しかし、一九六〇年代以降の激しい社会・経済の変動によって生じた諸問題に対して法的に対応する必要性が増大したため、その意義が見直されることになった。その結果、個人尊重の原理に基づく幸福追求権は、憲法に列挙されていない新しい人権の根拠となる一般的かつ包括的な権利であり、この幸福追求権によって基礎づけられる個々の権利は、裁判上の救済を受けることができる具体的権利である、と解されるようになったのである。」

第2 元号法は、国民主権を根本原理とする日本国憲法に真向から反したものであるから違憲であり、同法に基づく元号の制定は許されない。

1 日本で制定される法律は、冒頭でその法が制定される目的が明記されているが、不可解なことに昭和54年制定の「元号法」にはその制定目的がいっさい記載されておらず、いきなりたった2行、

1 元号は、政令で定める。

2 元号は、皇位の継承があつた場合に限り改める。

とあるだけで、なぜ元号を制定しなければならないのか、その理由がどこにも書かれていないのである。

2 日本国憲法は、天皇の存在について「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴」と定めているが、そうであるからと言って「皇位の継承」ごとに元号を制定しなければならない必要性もなければ、またその必然性もないのである。なぜなら原告ら国民は、日々を天皇とともにではなく、国民主権を根本原理とする日本国憲法のもとで基本的人権を尊重されて生きているからである。

3 昭和54年制定の元号法は、天皇一代に一元号とする「一世一元の制」と呼ばれる元号制を採用していて、これは天皇の権威の絶対化を図るために、明治22年、明治憲法とともに制定された「旧皇室典範」から始まったものである。天皇は現人神（あらひとがみ）でその天皇を日本の絶対的な統治者（主権者）とする

明治憲法のもとにおいては、天皇の即位とともに変わるこの元号制が当然のことと観念されたことに不思議はなかった。しかしながら太平洋戦争での日本敗戦によって、天皇みずからが現人神であることを否定した「天皇人間宣言」（昭和21年1月1日）に始まり、昭和22年に日本国憲法が制定されたことにより、明治憲法とともに旧皇室典範が破棄されたことで、元号制はその法的根拠を失っていたのである。ところが昭和54年に至って元号制を復活させる運動が起こり、それが国民主権に立つ日本国憲法のもとで合憲なものとして許されるのかについて慎重な論議・検討がなされることなく政府は現在の元号法を制定したのである。

4 昭和54年に元号法が制定される以前にさかのぼると、元号法制化に対しては幾多の強い反対の声が挙がっていて、その趨勢はこの元号制の廃止に向かって下記のような極めて重要な論議がなされていたのである。

- ① 昭和25年、参議院文部委員会において、田中耕太郎委員長が他の議員とともに「元号に関する調査」を開始し審議を行っているが、それをまとめた「調査承認要求書」には下記のように記載されている。

「新憲法の制定後『元号』に関する法的基礎が不明確となっており且つ、新憲法の精神から見ても、一世一元の制が果して妥当であるかという問題についても研究の必要が生じて来た。又講和会議を控え将来我が国が国際社会の一員となるべき立場からも、この際文明諸国共通の年号計算（西暦）に従つてはどうかという問題が起つてくるといふような見地から、元号に関する調査を行なつて、速かにその対策を講ずる。」

上記の「調査承認要求書」は、わが国が元号制を廃止して西暦へと移行することを提唱していて、それに続けて行われた文部委員会に招致された参考人23名のうちの14名は元号廃止と西暦採用に賛成し、残りの8名はその賛否を明言していなかったのである（『元号』平成30年3月20日文藝春秋社発行、著者・所功、久禮旦雄、吉野健一参照）。これを見ても、昭和2

5年当時の参議院文部委員会の趨勢は、元号廃止論に向かっていたことが分かるのであって、それが立ち消えとなったのは、西暦採用論の田中耕太郎委員長が最高裁判所長官に転出したからだと言われている。

② 日本学術会議は、昭和25年5月6日の「元号廃止 西暦採用について（申入）」において「新憲法下に、天皇主権から人民主権にかわり、日本が新しく民主国家として発足した現在では、元号を維持することは意味がなく、民主国家の観念にもふさわしくない」と断じている。

③ 「国会審議の中でも当時の法務府法制意見長官（後の法制局長官）が一世一元の制について否定的な見解を明らかにし、その上で『代りに何を持って来るかということになつて参りますと、大体勢のおもむくところというものは決つておるじやないかというような感じがいたします。即ちいわゆる西暦というようなことに落ち着くのではないだろうか』（昭和25年2月28日、参議院文部委員会）」（平成31年3月13日付産経新聞紙「正論」拓殖大学学事顧問の渡辺利夫参照）

④ 昭和23年6月19日、

衆議院は「教育勅語等排除に関する決議」を、

参議院は「教育勅語等の失効確認に関する決議」を

行っていて、衆議院の排除決議は、

「これらの詔勅の根本理念が主権在君並びに神話的国体観に基づいている事実は、明かに基本的人権を損い、且つ国際信義に対して疑点を残すもととなる。よって憲法第九十八条の本旨に従い、ここに衆議院は院議を以て、これらの詔勅を排除し、その指導原理的性格を認めないことを宣言する。」

と言っているのである。

教育勅語等を排除する衆議院の上記④の決議内容は、そのまま元号廃止の理由となるべきものであって、「一世一元」の元号制もまた教育勅語と同様に「主権

在君並びに神話的国体観」に基づいているものであるから、それは国民主権並びに基本的人権尊重の根本理念に反したものであることは明らかである。

- 5 そもそも「元号」とは一体いかなるものであろうか。それをいくつかの著名な辞典から引用すると「別紙」のとおりであるが、これを見ると元号についての歴史的由来がよく分かってくる。中国の漢の武帝から始まった元号は「皇帝が時をも支配するという思想」（広辞苑）から出ていて、「中国では統治者は土地人民のみならず時間をも支配するという思想に基づき、年号の制定は統治者の特権とされ、またその年号を使用することはその支配に従うこと」（日本大百科全書）を意味していたのである。これについて元号の研究者で幾多の著書・共著をもつ久禮旦雄（京都産業大学法学部准教授）は、次のように書いている。

「元号（年号）制度は、中国の前漢、武帝の時代にはじまる。東アジア諸国はそれを模倣し、導入したが、現在ではその制度が残るのは日本のみとなっている。年号は、中国の皇帝の時間の支配と密接に結びついており、同時に、その年号を用いている地域は皇帝の支配に服しているということとなるので、空間の支配ともかかわっていた。」

（『天皇の日本史』2019年2月11日洋泉社発行）

そうであるからこそ、世界の諸国はとうにこの統治者による時間の支配を本質とする元号制を廃止していて、それを今なお実施している日本という国は、それでも近代国家と言えるのかが根本的に問われることになってくる。

- 6 文部省は、昭和12年に「国体の本義」で、日本の「国体」を定義して、

「大日本帝国は、万世一系の天皇皇祖の神勅を奉じて永遠にこれを統治し給う。これ、我が万古不易の国体である。」

とし、天皇に対する忠義について、

「忠は、天皇を中心とし奉り、天皇に絶対随順する道である。絶対随順は、我を捨て私を去り、ひたすら天皇に奉仕することである。この忠の道を行ずることが我等国民の唯一の生きる道であり、あらゆる力の源泉であ

る。」

と言っているのである。天皇が即位するたびに新たな元号を定めるという元号法の意図・目的は、まさに明治憲法下における絶対的統治者としての天皇の權威の復活を思わせるものがある。明治憲法の下においては、すべての日本人は国民ではなく天皇が統治（支配）する臣民なのである。そうであるからこそ臣民は、天皇が即位すれば、その天皇の下で、その天皇の時間を生きていくことになる。天皇とともに元号を変えることの根底には一種の殉死の思想が含まれていて、天皇が死ねば、いったん天皇と一緒に自分も死んでそれまでの天皇の時代（御世・御代）が終わり、いったん死んだ自分は新しい天皇（新しい元号）のもとで新しい天皇とともに生きていくことを意味している。この元号制は、絶対的支配者が被支配者の時間に手を伸ばしてその連続する時間の意識を切断し、これを管理・統制する意味合いを持っていて、これほど深い支配形態はないのである。現在の「元号法」の下で日本国民が置かれている状態は、明治憲法下の臣民と何ら異なるものではないのである。日本は近代国家を標榜しその仲間入りをしていることになっているが、この元号制に立っている日本は、今なお戦前と同じ「天皇制国家」であると世界の人々から見られても仕方がないものがある。したがって、元号法による元号の制定は、国民主権を根本原理とする日本国憲法に真っ向から反したものであって違憲であるから許されない。

よって原告らは、上記第1項、同第2項記載の理由により、日本の裁判所に対し「国は、元号を制定してはならない。」との判決を求めて本訴に及ぶ次第である。

以上